

が始まります

所得税の確定申告

対象となる方

- 事業所得（商業・工業・農業などから生ずる所得）や不動産所得（地代・家賃などによる所得）などがあり、所得控除の合計を超える所得がある方
- 確定申告不要源泉分離課税の選択をしていない一定以上の配当所得がある方
- 給与と所得者で所得控除の合計を超える所得があり、次に該当する方

- ① その年中の給与の収入が2千万円を超える方
 - ② 給与、退職所得以外の所得（農業・不動産所得など）の合計額が20万円を超える方
 - ③ 給与を2か所以上からもらっていて、かつ、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額との合計額が20万円を超える方
 - ④ 日雇い労働者などで給与の支払いを受ける際に所得税を源泉徴収されていない方
- ※源泉徴収票を取得してから申告にお出かけください。

町の会場では受付できない申告

次に該当する方は、町の会場では受付できません。

- 土地建物や貴金属などの譲渡所得のある方
- 株式の譲渡・配当所得などの分離課税所得のある方
- 新しく住宅ローン控除を受ける方
- 青色申告をされる方

- 雑損控除のある方
- 損失（赤字）があり繰越（繰越損失）をされる方
- 亡くなった方の申告（準確定申告）をされる方
- 過年分（令和4年分以前）の確定申告をされる方
- 国外居住の扶養親族を取ったり、外国税額控除を受ける方
- 確定申告書の本人控に受付印が必要な方

申告時にはこれをお忘れなく ※「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」などはあらかじめ作成したうえでお越しください。	
■ マイナンバーカード又は通知カードと運転免許証などの本人確認書類	■ 控除計算に必要な資料 ※源泉徴収票に控除額が記載されている分については不要です。 ① 医療費控除がある方 医療費控除の明細書又は医療保険者から交付を受けた医療費通知 ② 社会保険料控除がある方 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、国民健康保険税などの納付証明書又は領収書 ③ 生命保険料控除がある方 生命保険料控除証明書 ④ 地震保険料控除がある方 地震保険料控除証明書 ⑤ 障害者控除がある方 障害者手帳 など ⑥ 寄附金控除がある方 寄附先が発行する受領証明書 など
■ 税務署から送付されたお知らせ	
■ 利用者識別番号確認書類（町の会場以外で取得された方）	
■ 所得の計算に必要な資料 ① 給与・年金収入のある方 源泉徴収票（原本） ※複数枚ある方はすべてそろっていないと申告できません。 ② 営業・農業所得のある方 所得計算のもとになる帳簿（仕入帳・売上帳・出納帳など）、収支内訳書 ③ 不動産所得のある方 令和5年度固定資産税 課税資産明細書	
■ 還付になる方 振込先の金融機関の通帳など	
■ その他申告に必要な書類	

税務署の申告相談 開設期間 2月16日金～3月15日金（土日、祝日は除く）

還付申告は、1月4日☎から提出できます

納税申告は、2月16日金からの提出となります

【相談受付】 午前8時30分～午後4時（相談開始：午前9時）※提出は午後5時まで
※確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です。必ずマイナンバーカード等を持参してください。また、パスワード（①数字4桁及び②英数字6～16桁）がわかるようにお越しください。

※LINEによる事前予約が必要です。当日用の「入場整理券」には限りがあります。
※原則として、ご自身のスマートフォンを操作して、ご自身で申告書を作成していただきます。



国税庁LINE
公式アカウント